

広島県告示第六百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十五年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
末本 敏雄	三原市本郷町善入寺一四〇番地一	末本栖せいこつ・はりきゅう院	三原市城町一丁目一九番二〇号	柔道整復	平成二四年一〇月二三日
松井 秀樹	尾道市東則末一四番九号	北高前治療院	尾道市長江三丁目六番五七号	柔道整復	平成二四年四月一日
大世渡 賢	東広島市黒瀬春日野一丁目一三二番八号	もみじ接骨院	東広島市黒瀬春日野一丁目一三二番八号	柔道整復	平成二四年五月一日
中込 奈美絵	広島市佐伯区吉見園二番三三三〇四	リラ四季が丘整骨院	廿日市市四季が丘六丁目一五番二〇七号	柔道整復	平成二四年四月一七日
金山 雄太	広島市西区三篠町三丁目六番一七号三〇四	リラ四季が丘整骨院	廿日市市四季が丘六丁目一五番二〇七号	柔道整復	平成二四年六月六日
枝松 龍彦	安芸郡府中町本町五丁目一番二九号ハイネス秀二〇二号	エダマツ整骨院・エダマツ鍼灸院	安芸郡府中町本町五丁目一番二九号ハイネス秀二〇二号	柔道整復	平成二四年二月九日
岡本 栄広	東広島市西条町寺家六三九八番地一フオレストイン西条A一〇三号	栄広堂マツサージ院	東広島市西条町寺家六三九八番地一フオレストイン西条A一〇三号	あんま・マツサージ	平成二四年六月二日
宮楠 國夫	呉市八幡町三番三号	宮楠 國夫	呉市本通四丁目一番一二号一〇一	はり・きゅう	平成二四年一〇月一日
末本 敏雄	三原市本郷町善入寺一四〇番地一	末本栖せいこつ・はりきゅう院	三原市城町一丁目一九番二〇号	はり・きゅう	平成二四年一〇月二三日
松岡 裕也	安芸郡府中町青崎東一〇番五号七〇四	松岡 裕也	安芸郡府中町青崎東一〇番五号七〇四	はり・きゅう	平成二四年一〇月一七日